



いつまでも明るく生きる助け合いのまち

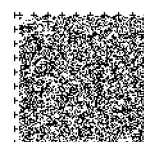
第4期 豊田市
高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画

平成21年度 ▶ ▶ ▶ 平成23年度

概 要 版

豊田市
平成21年3月

このマークは目が
不自由な方などが
使う音声コードです



計画の位置づけ等

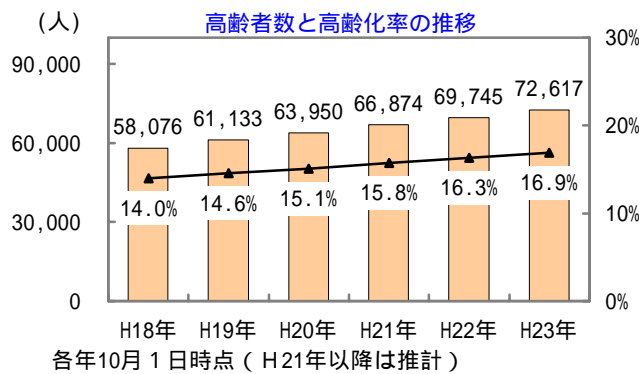
計画の対象：主な対象は65歳以上の高齢者

計画の期間：平成21年度から平成23年度

高齢者を取り巻く現状

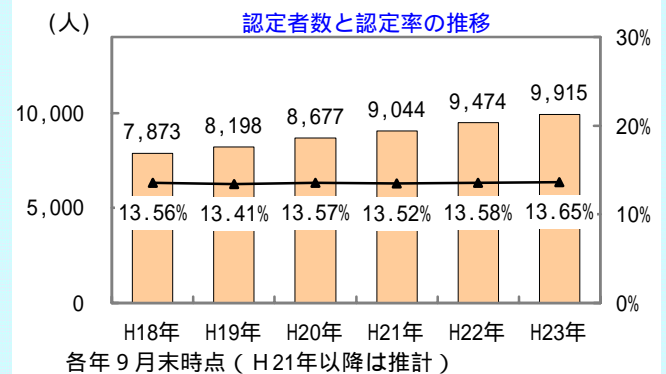
高齢化の進展

豊田市の平成20年10月1日現在の高齢者人口は63,950人、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は15.1%です。第4期計画の最終年度の平成23年10月1日には72,617人、高齢化率は16.9%になると予測されます。



認定者数・認定率の推移

介護保険サービスは要介護認定を受けた人だけが利用できます。豊田市の平成20年9月末の認定者数は8,677人です。認定者数の推計では平成23年9月末には9,915人になると予測されます。



市民ニーズのまとめ

高齢者等実態調査などからわかる課題・意見交換会の主な意見など

- 地域における生活支援・・・介護が必要になった場合の住まいの希望は自宅 など
【自宅での課題：ひとり暮らし、老老介護、心身の疲労 など】
在宅サービスなどの充実、介護者への支援が重要 など
- 健康づくり・介護予防・・・健康づくりや介護予防は身近な地域での実施が必要 など
- 介護サービスの提供体制の確保と質の向上・・・介護保険料は下げる又は増額しない、施設の増設 など
- 生きがいづくり・・・働きたい・能力を活用したい など
- 総合的な地域支援体制の強化・・・地域包括支援センターの認知度が低い・身近な地域での支え合いが必要 など
- その他・・・情報提供やPRの不足 など

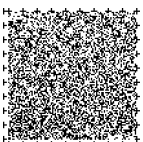
意見交換会でのアンケート結果

特別給付（おむつ購入費の助成）は、現状のままが73.1%
 剰余金（介護給付費準備基金）は、全額残すが58.5%、一部を取り崩して保険料を下げるが29.0%

ニーズを踏まえた方針

在宅支援の推進が必要！
健康な人から介護が必要な人まで支援

自助・互助・公助の視点！
自助・互助を育て必要なら公助へ
繋げる地域づくりが必要



基本目標

基本方針

施策の方向性

いつまでも明るく生きる助け合いのまち

地域の支え合いを応援します
必要なサービスを確保し
さらに住み慣れた自宅での生活を応援します

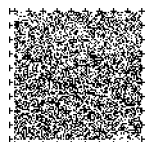
1 地域における生活支援の推進
～自宅での生活を応援します～

2 健康づくり・介護予防の推進
～健康づくりや生活機能の
維持向上を応援します～

3 介護サービスの提供体制の確保と質の向上
～介護が必要な人の生活を応援します～

4 生きがいづくりの推進
～生き生きとした生活を応援します～

5 総合的な地域支援体制の強化
～地域づくりを応援します～



1 地域における生活支援の推進 ~自宅での生活を応援します~

誰もがいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、自宅における生活を支援していきます。具体的には、ひとり暮らし高齢者などの孤独感の解消と安心の支援体制の構築を目指します。また、介護保険を補完するサービスの充実に努めるとともに、家族介護者の負担を軽減し虐待の防止をはじめとする介護にかかる課題の解決を図ります。

主な事業

お元気ですかボランティア養成及びお元気ですか訪問

新規事業

安否確認と孤独感の解消のために、お元気ですかボランティアを養成し、日常生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者などの自宅に訪問を実施します。

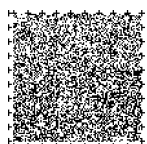
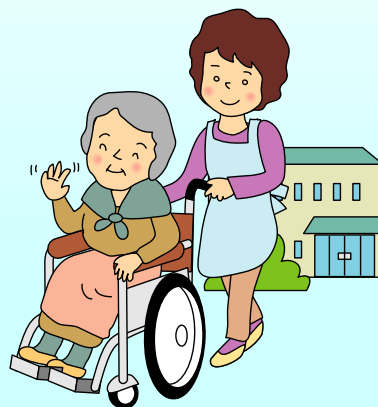
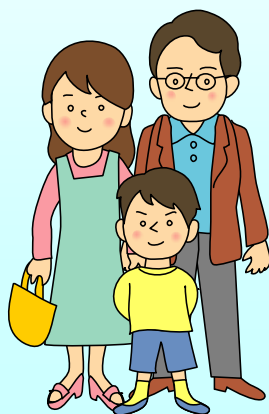


家族リフレッシュショートステイ利用事業

新規事業

介護する家族の疲れを癒し、介護に対する心身の負担感の軽減を目的として、介護保険の給付の限度額を超えた分のショートステイ（短期入所生活介護又は短期入所療養介護）利用額の助成を行います。

なお、1年に5日を上限とし、介護保険と同様に1割の負担で利用できます。



2 健康づくり・介護予防の推進 ~健康づくりや生活機能の維持向上を応援します~

市民が「自分の健康は自分でつくる」という積極的な意識を持つとともに、健康を増進し疾病など要介護の原因を予防するよう、市民と行政の共働による健康づくりと高齢者の生活機能の維持向上を推進します。また、事業の展開にあたっては、身近な場所で気軽に参加できる体制を整えるとともに、市民の主体的な活動が継続できるための支援を行っていきます。

主な事業

元気アップ教室（足助・旭・稲武地域を除く）

住み慣れた地域でいつまでも自立して生活し、要介護状態にならないために、運動指導員、保健師の専門スタッフの助言・指導と地域のヘルスサポートリーダーが支援する教室を開催しています。

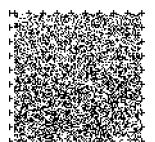


里山げんき保健事業（里山健康学び舎事業・里山げんきグループ活動支援事業）

（足助・旭・稲武地域）

里山健康学び舎事業・・・健康づくり・介護予防を目的とした教室を実施しています。

里山げんきグループ活動支援事業・・・里山健康学び舎事業終了後の自主活動グループに対し、講師又は保健師を派遣しています。



3 介護サービスの提供体制の確保と質の向上 ~介護が必要な人の生活を応援します~

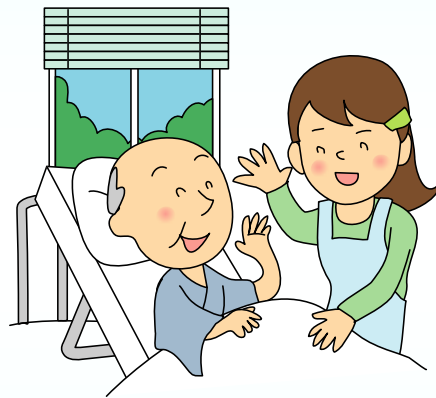
介護が必要となっても、住み慣れた自宅又は地域で安心して暮らし続けられるよう地域に密着したサービスの確保に努めます。また、介護保険が誰にとっても利用しやすい制度となるよう、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、低所得者などの負担を軽減するサービスの充実を図ります。

主な事業

介護相談員派遣事業

見直し事業

介護保険サービスを利用する側、提供する側双方の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、訪問を受けた事業所における介護保険サービスの質的向上を図ることを目的として、介護相談員が施設などを訪問し、双方の話を聞き、相談に応じる活動を実施しています。派遣対象を平成21年度から居宅サービスの通所介護（デイサービス）事業所にも拡大します。



低所得者への利用支援

新規事業

低所得者が介護保険サービスを利用しやすくなることを目的として、低所得者に対する自己負担額の2割を軽減（自己負担額の上限は15,000円）し、在宅介護を促進します。また、特定福祉用具販売に加えて、住宅改修も受領委任を導入し、対象事業を拡大します。

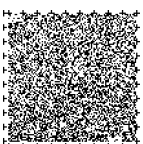
《対象者》

在宅での介護保険サービス利用者のうち、市民税非課税世帯で本人の収入が基礎年金相当額以下である低所得者

《対象サービス》

- ・訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・通所介護（デイサービス）
- ・短期入所（ショートステイ）

利用料の軽減



4 生きがいくりの推進 ~生き生きとした生活を応援します~

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験に基づく能力を、社会との関わりの中で発揮し、生きがいを感じられるよう社会参加を支援していきます。また、高齢者をこれからの地域を担う重要な人材として位置づけ、その地域活動を積極的に支援します。

主な事業

地域ふれあい通所事業

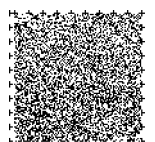
高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも健やかに、安心して暮らすために、自宅に閉じこもらず、介護予防を図ることを目的として、地域の集会所などに集まっておしゃべり会や健康づくりなどを実施します。第4期計画では、事業の一層の活性化につなげるため「高齢者安心おしかけ講座」などを通じて、積極的に働きかけていきます。



小学校区をエリアとしたミニデイサービス事業

新規事業

高齢者が生き生きと元気で自分らしく暮らしていくことを目的として、小学校区をエリアに介護予防のためのミニデイサービスを行います。また、事業の実施に地域住民の参加を得ることで地域住民が介護問題を自らの問題として考え、主体的に取り組むことも目的としています（社会福祉協議会事業）。



5 総合的な地域支援体制の強化 ~地域づくりを応援します~

高齢者をはじめすべての市民が安心して地域で暮らせるよう、きめ細かな情報提供を行うとともに、NPO、ボランティア、各種地域団体との連携による高齢者の支え合いのネットワークを構築します。また、地域において高齢者を支えるための拠点として地域包括支援センターの機能強化を図ります。

主な事業

高齢者安心おしかけ講座（高齢者安心キャラバン隊）

新規事業

介護保険制度への理解を深めてもらうとともに、安心感の提供を目的として具体的な利用方法などをPRする事業です。PRする内容などは、市民、市民活動団体などと共働で検討します。



基幹型地域包括支援センターの創設

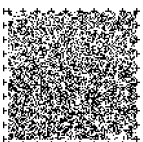
新規事業

市内には18か所（平成21年4月1日開始予定含む）の地域包括支援センターが整備されており、高齢者の相談窓口など高齢者支援の拠点として活動しています。こうした地域包括支援センターで「地域で発生する様々な高齢者の課題の解決」及び「円滑で質の高いサービス提供」ができるように専門的な視野から支援することを目的として基幹型地域包括支援センターを設置します。

なお、市内の地域包括支援センターは次頁のとおりです。



高齢者に関するお悩みについては何でもご相談下さい!!



豊田市内の地域包括支援センター

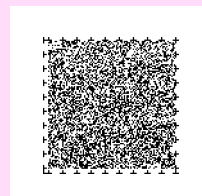
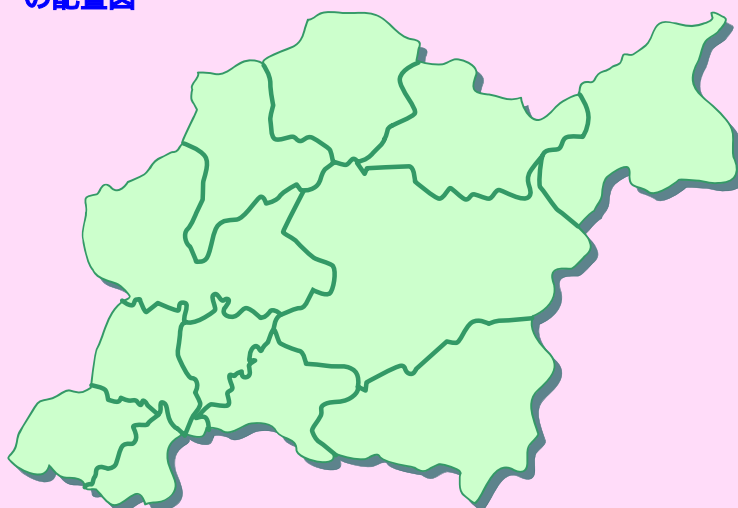
(平成21年4月1日時点)

名称	所在地	担当地区
社協包括支援センター	西町3-60(市役所東庁舎1階) ☎ 32-4342	朝日丘
豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1(豊田地域医療センター内) ☎ 34-3209	保見 梅坪台
豊田厚生地域包括支援センター	浄水町伊保原500-1(豊田厚生病院内) ☎ 43-5022	崇化館 猿投
トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1(老人保健施設ジョイステイ内) ☎ 24-0623	豊南
地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1(特別養護老人ホームとよた苑内) ☎ 87-3700	美里 益富
みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194(特別養護老人ホームみなみ福寿園内) ☎ 24-5000	末野原
ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6(豊田ほっとかん内) ☎ 36-3006	逢妻
地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148(老人保健施設かずえの郷内) ☎ 21-6725	上郷
豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46(特別養護老人ホーム豊田福寿園内) ☎ 45-5357	猿投台 井郷
みのり園地域包括支援センター	中根町男松79(特別養護老人ホーム豊田みのり園内) ☎ 53-6361	若園 高岡 前林
ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2(藤岡福祉センターふじのさと内) ☎ 76-5294 ・相談窓口: 沢田町574(小原福祉センターふくしの里内) ☎ 65-1600	藤岡 小原
足助石野地域包括支援センター	岩神町仲田20(足助病院内) ☎ 62-0683	足助 石野
ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48(特別養護老人ホームひまわりの街内) ☎ 47-8158	竜神
笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23(特別養護老人ホーム笑いの家内) ☎ 58-5152	松平
地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1(特別養護老人ホームくらがいけ内) ☎ 80-1244	高橋
ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22(老人福祉センターぬくもりの里内) ☎ 68-2338	旭
いなぶ包括支援センター	桑原町中村5(稲武福祉センター内) ☎ 82-2530	稲武
まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2(下山保健福祉センターまどいの丘内) ☎ 90-2848	下山

1 ~ は平成21年4月1日開設

2 地域包括支援センター18か所の統括・支援を豊田市社会福祉協議会「豊田市基幹包括支援センター」(☎ 32-4342)が担当します。

地域包括支援センターの配置図

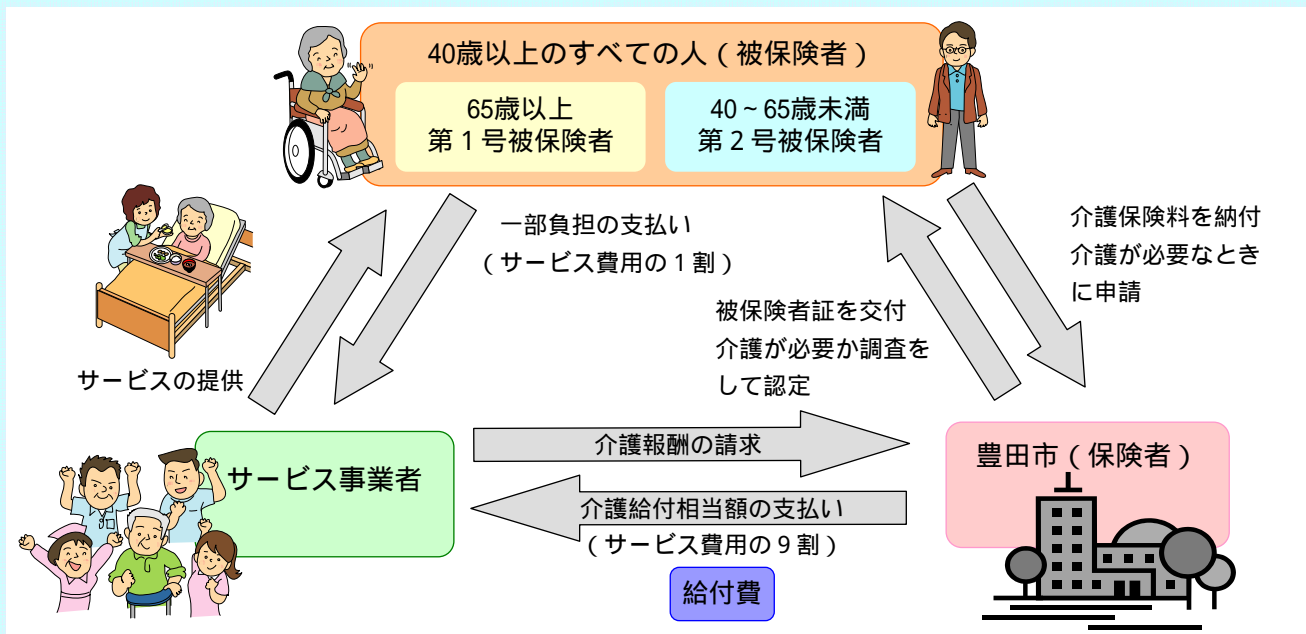


1 介護保険制度の概要

介護保険制度の仕組み

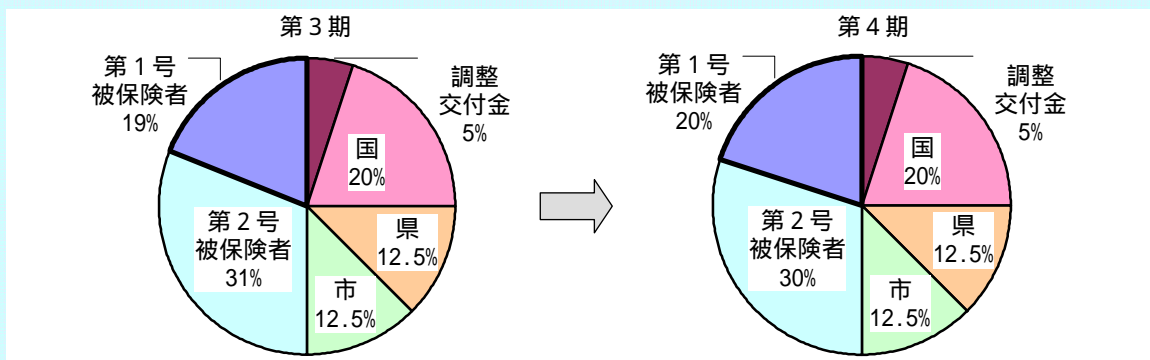
介護保険サービスの対象者：主に65歳以上の高齢者で、介護が必要と認定された人

- 利用できるサービス：・居宅サービス[訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)など]
 ・施設・居住系サービス[介護老人福祉施設(特別養護老人ホームへの入所 など)]
 ・その他サービス[住宅改修費支給 など]



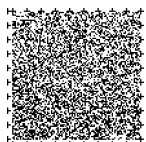
介護保険の財源

介護保険の給付費は、半分が国・県・市の税金、半分が40歳以上の人の介護保険料で賄われています。第4期の65歳以上の人の介護保険料で負担する割合は、第3期の19%から20%に増加します。



2 介護保険料推計の流れ

$$\text{介護保険料} = \frac{\text{A. 給付費}[(\text{標準給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 20\% + \text{調整交付金相当額との差額} + \text{特別給付費}]}{\text{B. 第1号被保険者数(平成21~23年の合算数)}}$$



3 施設整備計画

単位：人（年度末時点）

基本方針

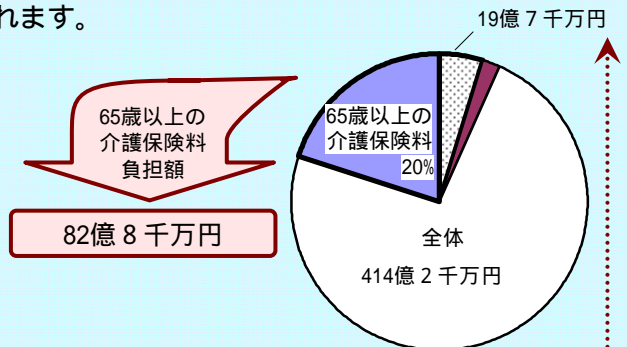
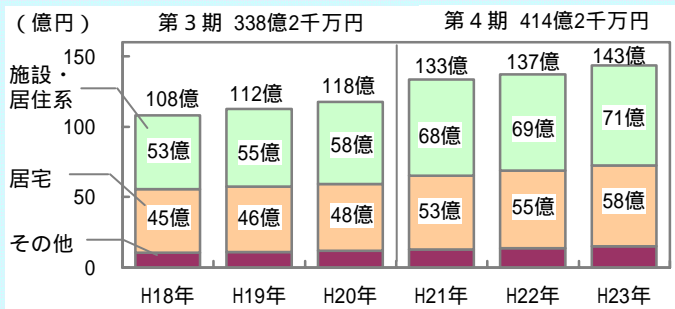
実現性のある施設種別
施設開設年度の平準化
施設の地域化・小規模化

区 分	第3期		第4期		総計
	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	
特別養護老人ホーム	940	0	58	58	1,056
介護老人福祉施設	911	0	0	0	911
地域密着型介護老人福祉施設	29	0	58	58	145
介護老人保健施設	674	0	0	0	674
介護療養型医療施設	155	0	0	0	155
認知症高齢者グループホーム	267	18	18	18	321
地域密着型特定施設	0	0	0	0	0
介護専用型特定施設	0	0	0	0	0
小 計		18	76	76	
合 計	2,036		170		2,206

4 介護保険サービス量の見込みと第1号被保険者の介護保険料

標準給付費の見込み

介護保険サービスの全国一律の標準的サービスの給付費です。サービスを分類すると施設・居住系サービス、居宅サービス及びその他サービスに分けられます。



調整交付金相当額との差額の見込み

国の標準的な交付額と豊田市への実際の交付額との差額です。交付額は後期高齢者（75歳以上の高齢者）の割合や高齢者の所得状況により決定されます。

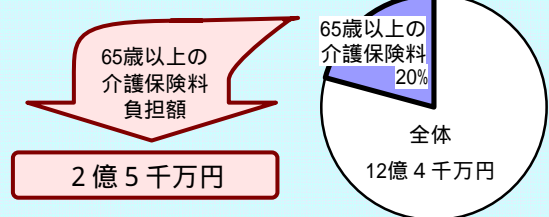
19億7千万円

地域支援事業費の見込み

高齢者の介護予防や総合支援などを行う事業です。

上限額	保険給付費見込額の3%
内容	・地域包括支援センターの運営 ・はつらつクラブ事業

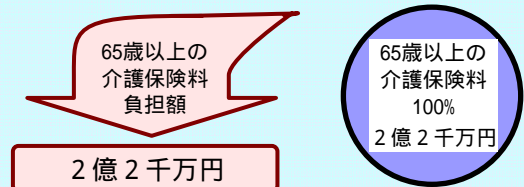
保険給付費見込額 = 標準給付費 - 審査支払手数料



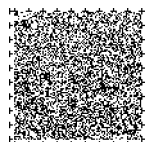
特別給付費の見込み

豊田市独自のサービスです。

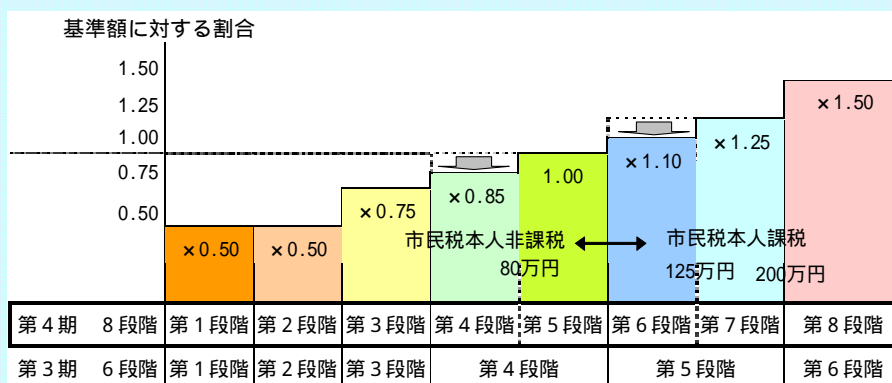
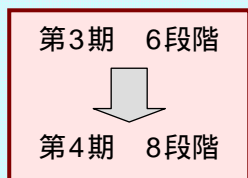
財 源	全て65歳以上の介護保険料
内 容	おむつ購入費の支給
利用限度額	3,000円/月、1割は自己負担



A. 給付費 = 107億2千万円



介護保険料の所得段階



介護保険料の算定

上記の8段階の所得段階を考慮して介護保険料を算定すると、介護保険料は次のとおりとなります。

$$\text{介護保険料} = \frac{\text{A. 給付費 107億2千万円}}{\text{B. 第1号被保険者数 22万3,109人}}$$

介護従事者処遇改善臨時特例基金 介護給付費準備基金 取り崩し前の介護保険料基準月額 4,066円

第4期の介護保険料基準月額

介護従事者処遇改善臨時特例基金1億3千万円及び介護給付費準備基金の4億7千万円を取り崩すことにより、第3期計画と同額の3,838円とします。

介護従事者処遇改善臨時特例基金 介護給付費準備基金 取り崩し前の介護保険料基準月額 4,066円

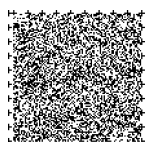
↓

介護従事者処遇改善臨時特例基金 介護給付費準備基金 取り崩し後の介護保険料基準月額 3,838円

なお、8段階の介護保険料（月額・年額）は以下のとおりとなります。

段階	保険料率	介護保険料月額	介護保険料年額	対象者
第1段階	0.50	1,919円	23,028円	生活保護受給者又は市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者
第2段階	0.50	1,919円	23,028円	市民税非課税世帯で本人の合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第3段階	0.75	2,878円	34,542円	市民税非課税世帯で第1、第2段階に該当しない場合
第4段階	0.85	3,262円	39,148円	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がある人で、合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下
第5段階	1.00	3,838円	46,056円	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がある人で、合計所得と課税年金収入の合計が80万円超
第6段階	1.10	4,221円	50,662円	本人が市民税課税で前年合計所得が125万円未満
第7段階	1.25	4,797円	57,570円	本人が市民税課税で前年合計所得が125万円以上200万円未満
第8段階	1.50	5,757円	69,084円	本人が市民税課税で前年合計所得が200万円以上

基準額



第4期豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（概要版）

豊田市 福祉保健部 高齢福祉課

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

TEL 0565-34-6634（直通） FAX 0565-34-6793



古紙配合率100%の再生紙を使用しています